



## 入札公告

無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業②業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告します。

平成29年9月12日

奈良県教育次長 塩見 浩之



### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業②業務委託

#### (2) 委託期間

契約締結日～平成30年3月31日

#### (3) 委託業務の内容

別添「無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業②業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

#### (4) 入札方法

入札は総計金額で行います。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とします。（別記1「入札書の記載」を参照のこと。）

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 確認申請書提出の日から開札の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札停止期間中でない者であること。

(3) - 1 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者で、営業種目の大分類が「Q 役務の提供」、中分類が「3 映画制作」に「主たる業務」として登録している者であること。（ただし、入札参加資格確認申請書提出時点において登録が認められていれば可とする。）

(3) - 2 上記のうち、過去10年間に於いて、国または都道府県選択の選定保存技術、国または都道府県指定の無形文化財（工芸技術）、国または都道府県指定の無形民俗文化財（民俗技術）に該当する文化財の記録映像の製作（撮影及び編集）実績を有するもの。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の

規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

### 3 手続き等

#### (1) 担当部局

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

奈良県教育委員会事務局文化財保存課 総務企画係（奈良県庁東棟2階）

TEL：0742-27-9864 FAX：0742-27-5386

E-mail：bunkaz@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 仕様書及び入札に必要な様式類は、文化財保存課のホームページから入手できるものとします。

### 4 この競争入札に関する質問の受付及び回答

- (1) 提出方法 質問は別添（別記様式2）の様式により、E-mail又はFAXによるものとします。いずれの場合も必ず電話にて担当部局に受信の確認をしてください。
- (2) 提出先 3（1）に記載の担当部局
- (3) 受付期間 平成29年9月21日（木）の正午まで
- (4) 回答 文化財保存課のホームページに平成29年9月25日（月）までに随時掲載します。（予定）  
※電話又は口頭による質問は受け付けません。

### 5. 入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出期限 平成29年9月27日（水）正午まで
- (2) 提出先 3（1）に記載の担当部局

(3) 提出物 入札参加資格確認申請書（別記様式1）及び添付資料

(4) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については、提出者のリスク負担とします。

(5) 提出部数 1部

(6) 提出された入札参加資格確認書の内容審査の結果は、平成29年9月29日（金）に担当部局からFAX又はE-mailで通知します。入・開札の当日、その通知書を持参してください。郵送による入札をする場合は、封緘した入札書を同封してください。

## 6. 入札説明会

実施しません。

## 7. 入・開札の日時および場所

(1) 入・開札日時

平成29年10月5日（金）午後2時～

(2) 入・開札場所

奈良県庁主棟6階 入札室

## 8. 郵便による入札

ア 入札書は郵送により差し出すことができます。この場合は書留郵便とし、封書の表面に「無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業②業務委託に係る入札書」と朱書きして、平成29年10月5日（金）正午までに到着するように送付してください。なお、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再入札（2回目）を行う場合がありますので、入札書は初度（1回目）の入札に係る入札書と、再入札（2回目）の入札に係る入札書の、郵便による差し出しを認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書（又は再入札辞退含む）を別々に封緘し、封書の表面に「無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業②業務委託に係る入札書（初度入札）」、「無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業②業務委託委託に係る入札書（再入札）」又は「無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業②業務委託に係る入札書（再入札辞退）」と各々朱書きして、5の（6）の通知書とともに送付してください。

ウ 再入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。

エ 封緘された入札書が初度又は再入札（又は再入札辞退）を明記した区別がなく郵送されたときは、「同一入札者がなした2以上の入札」に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不用になった場合は返送します。

オ 郵便で入札に参加する場合、下記16の（1）で示す「くじ」に関しては、当該入札事務に関係のない奈良県教育委員会事務局文化財保存課の職員が「くじ」をひくこととなります。

9 入札保証金  
免除します。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、落札後、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月25日奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号に該当する者であるときは免除します。

11 入札者に要求される事項

ア この入札に参加する者は、所定の入札参加資格確認申請書を5の（1）に定める日までに提出しなければなりません。なお、この提出書類に関し、奈良県教育委員会事務局文化財保存課から説明を求められた場合は、それに応じること。

イ 入札者は、所定の入札書（別記様式3）を作成して封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

ウ 入札の日に入札者本人ではなく代理人をもって入札する場合は所定の委任状（別記様式4）を入札と同時に提出してください。

エ 入札者は、その入札した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

12 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とします。

13 落札者の決定方法

入札書に記載された金額が、奈良県契約規則第9条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、かつ有効な入札を行った者を落札者とします。落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

ただし、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しません。

- ア. 契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合。
- イ. 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ウ. 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- エ. 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- オ. 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- カ. エ及びオに掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- キ. この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「資材等購入契約」という。）に当たって、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当事者と契約したとき。
- ク. この契約に係る資材等購入契約に当たって、イからカまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）において、本県が当該資材等購入契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1.4 契約書作成の要否  
要します。

1.5 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨、単位  
書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

1.6 その他

(1) くじによる落札者の決定

同価の入札者が2人以上ある場合には、くじにより落札者を決定します。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできません。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない奈良県教育委員会事務局文化財保存課の職員にくじを引かせるものとします。

(2) 再度入札

各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。

(3) 契約の解除等

契約締結後、契約者について、13のイからクまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、13のイ、エ、オ及びカ中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

以上

## 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。